

令和4年台風第14号に伴う災害に被災された方へ

令和4年台風第14号に伴う災害救助法適用地域の世帯の在在学生については、日本学生支援機構奨学金の給付奨学金（家計急変採用）・貸与奨学金（緊急・応急採用）への申請が可能ですのでお知らせします（※日本人のみ対象。うち、給付奨学金は学部生のみ対象）。

また、災害見舞金である「JASSO 支援金」（給付額10万円、返還不要）の支給申請も受け付けます（こちらは留学生も対象）。

概要は以下のとおりです。該当される方は、問い合わせ先まで連絡して下さい。

【申請・支給対象者】

■災害による奨学金募集対象者（日本人のみ）

*給付奨学金（家計急変採用）

被災により、生計維持者の一方（または両方）が生死不明、行方不明、就労困難や失職等で世帯収入が激減する事由が発生、のいずれかに該当する学部学生

*貸与奨学金 緊急・応急採用（貸与型）

火災、風水害等の災害等により家計が急変し、その事由が発生した月から12ヶ月を超えない期間内に修学が困難になった方

■「JASSO 支援金」（災害見舞金）支給対象（留学生も対象 ※本国の被災は除く）

対象の災害において、学生または生計維持者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた方

●災害救助法の適用地域：以下に掲載しています。

本学 HP トップページ → 学生生活 → 奨学援助 ▶ 日本学生支援機構奨学金・その他の奨学金

【申請時期】

*給付奨学金：被災後3ヵ月以内

*貸与奨学金：被災後12ヵ月以内

*JASSO 支援金：被災後6ヵ月以内

※災害救助法適用地域の近隣地域で、同等の災害に遭った世帯の学生及び当該地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生についても適用地域に準じて取扱います。

令和4年9月27日

本件に関する問い合わせ窓口

学生生活課学生支援係

0742-20-3550